

**岐阜大 ; 19 年度一般入試では < 教育 > を除き、
「調査書」を廃し、「卒業又は卒業見込み証明書」を提出！**

旺文社 教育情報センター

19 年 2 月 1 日

- 国公立大の 19 年一般入試の 2 次出願は今週月曜 (1/29) からスタートしているが、岐阜大では教育学部を除き、これまでの「調査書」から、「卒業証明書」又は「卒業見込み証明書」の提出に変更している。
- 大学側の説明によると、①一般選抜における「調査書」の活用の実態－卒業又は卒業見込みの確認程度にしか活用していない－に即したこと、②個人情報保護法の趣旨－目的の範囲を越えた情報収集はしない－に則ったこと、③文科省の「大学入学者選抜実施要項」の規定にある「調査書」の扱い(後述)を広汎に解釈したことなどによるという。
また、「出願資格」を担保するものとして、「卒業証明書」又は「卒業見込み証明書」を提出させるという。
なお、教育学部(一般選抜)では「調査書」を点数化しているため、従来どおり「調査書」の提出となる。
- 「調査書」については文科省の「選抜実施要項」で提出することとされており、国公立大についてはほぼ全ての大学、私立大においてもほとんどの大学が「調査書」を出願時に提出させている。
- 高校での履修歴や教科の評定値、活動歴などが、大学側のアドミッション・ポリシーとどう関わっていくのか。必修科目の未履修問題が波紋を広げている中で、「調査書」の扱いについては今後、新たな議論を呼びそうだ。

* 注) 文科省の「19 年度大学入学者選抜実施要項」(18 年 5 月 29 日通知)

第 4 調査書

- 1 各大学は、入学者選抜の資料として、高等学校生徒指導要録に基づき、別紙様式(「調査書」の記入様式を提示 ; A 4 判の表・裏)により作成された調査書を提出させる。
- 2 各大学は、入学者の選抜に当たって、調査書を十分活用することが望ましい。

(以下、省略)